

スポーツを通じて心と体を育てよう

スポーツ少年団 新年度メンバー募集

スポーツ少年団は主に各地区の小学校で活躍しています。詳しくは各団にお問い合わせください。

◆体育課(市体育館内／☎〈75〉3535)◆



種 目	団 名	活動場所	活動日時	対 象	問い合わせ(敬称略)
剣 道	高棚修武会	高棚小	月・水曜日午後 7 時30分～ 8 時45分 土曜日午前 6 時～ 7 時30分	小中学生	神宮数見(☎〈92〉2588)
	剣正会	安城中部小	水・木曜日午後 7 時～ 9 時	小中高校生	稲垣二三夫(☎〈75〉2846)
	桜井剣道クラブ	桜井中	火曜日午後 6 時～ 8 時 日曜日午前 6 時30分～ 8 時	小中学生	近藤勝登喜(☎〈75〉0288)
	東部剣道クラブ	安城東部小	火・木曜日午後 6 時30分～ 8 時30分	小中高校生	浅井 保(☎〈75〉1756)
サッカー	安城 S サッカー	二本木小	日曜日午前 8 時～ 9 時30分	小学生	石川竹雄(☎〈76〉4689)
		安城西部小	日曜日午前 8 時～ 9 時30分	小学生	
		錦町小	日曜日午前10時～11時30分	小学生	
		桜町小	日曜日午前10時～11時30分	小学生	
	明和 F C	明和小	日曜日午後 2 時～ 5 時 土曜日午前 9 時～正午	園児・小学生	深津忠男(☎〈41〉5677)
複合種目	西尾	安城南部小	日曜日午前 8 時～ 9 時30分	小学 2 ～ 6 年生	堀尾 貢(☎〈75〉1600)
	東尾河野	安城南部小	日曜日午前 8 時～ 9 時30分	小学 2 ～ 6 年生	稲垣光治(☎〈76〉3846)
ソフト ボール	桜林	桜林小	土・日曜日午前中	小学 2 ～ 6 年生	亀井修兵(☎〈99〉4560)
	桜井	桜井小	土・日曜日午前中	小学 2 ～ 6 年生	石川茂樹(☎〈99〉2834)
空手道	桜井空手道	桜井公民館	水曜日午後 6 時～ 8 時 日曜日午後 5 時30分～ 7 時30分	小学生～大学生	古家秀文(☎〈74〉7897)
	里町空手道	北部公民館	土曜日午後 5 時30分～ 9 時	園児～大学生	可児 武(☎〈97〉0056)
	横山空手道	総合福祉センター	土曜日午後 5 時30分～ 9 時	小学生～大学生	河野六夫 (☎0563〈56〉8326)
乗 馬	安城乗馬	安城農林高校	土・日曜日、祝日午後 1 時30分～ 4 時	小学 4 年生～高校 2 年生	鈴木勝郎(☎〈98〉5349)

※複合種目はバドミントン、卓球、スキー、キャンプなど幅広い活動を行っています。

家族そろって体力づくり、健康の維持・増進

歩け・ランニング運動に参加しませんか

4 月から10月まで歩け・ランニング運動を実施します。各会場には指導員がいますので気軽にお越しください。

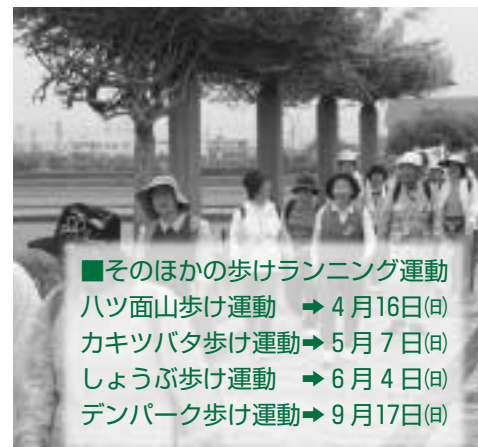
◆体育課(市体育館内／☎〈75〉3535)◆



●とき 4 月 2 日～10月15日の毎週日曜日
歩け運動→午前 6 時30分から約 4 km の歩行
ランニング運動→午前 6 時から約 5 km のランニング

※会場によって多少時間が異なります。

●ところ 右表のとおり



■そのほかの歩けランニング運動
ハツ面山歩け運動 → 4 月16日(日)
カキツバタ歩け運動→ 5 月 7 日(日)
しょうぶ歩け運動 → 6 月 4 日(日)
デンパーク歩け運動→ 9 月17日(日)

会場名	歩け運動	ランニング運動
安城北部小学校	●	●
今池小学校	●	●
作野小学校	●	●
作野公民館	●	
池浦公民館	●	
市体育館		●
中部公民館	●	
別所団地中央公園	●	●
市役所	●	
西尾若一王子社	●	●
大山公園	●	
赤松子供広場	●	
二本木小学校	●	
箕輪神明神社		●
高棚小学校	●	
祥南小学校	●	
東端町内会	●	●
農村センター	●	●
桜井小学校	●	●

新緑のハツ面山で 森林浴をしませんか

春の柔らかな日差しを浴びながら健康づくりとレクリエーションを兼ねて、家族で歩きませんか。

●とき▷ 4 月16日(日)午前 9 時30分～午後 2 時15分ごろ
(雨天中止)

●コース▷ J A あいち中央桜井支店駐車場集合→本證寺→安正寺(休憩)→志貴野橋→ハツ面山山頂(休憩・昼食・レクリエーション)

※帰路同じ、距離約11km(往復)

●持ち物 昼食、水筒、雨具など

公正で透明性の高い入札制度をめざして ——入札制度改革と電子入札システム導入



電子入札システムによる開札のようす

●入札制度改革と電子入札システム導入の経緯●

平成15年の秋に発生した 2 件の談合情報を受け、談合し難い入札制度づくりのため、改革に取り組んできました。

平成16年 3 月 議会に100条委員会が設置され、談合問題の調査が始まる

4 月 設計金額3000万円以上の工事を対象に、制限付き一般競争入札導入
→事務量の大幅な増加

平成17年 4 月 すべての工事を対象とする条件付き一般競争入札制度開始
→さらに事務量が膨大になる

7 月 市内業者による 2 件の談合発覚→入札参加資格停止措置(15 業者に 1 ～ 3 か月間)

10月 建設工事の電子入札システム導入
→事務の合理化・迅速化が実現

●落札率の推移

区 分	落札率	入札方法
平成15年度	95.05%	指名競争
平成16年度	86.93%	指名競争 (3000万円未満) 制限付き一般競争 (3000万円以上)
平成17年度 (1 月末現在)	85.61%	条件付き一般競争

